

提出書類等 チェックリスト

申請時は以下の内容を確認し、チェックを記入したものを提出書類等と一緒に提出してください。

1 保育を必要とすることを証明する書類等（※該当するものにチェックをしてください。）

状況		提出書類（①と②はいずれも添付してください。）	父	母
就労	会社勤めの方	就労証明書 (<u>大府市ウェブサイトにてダウンロードできます。以降、下線部の書類すべてについても同様です。</u>)	☐	☐
	就労内定の方		☐	☐
	育児休業・出産期間後に復職される方※1	①就労証明書（復帰後の見込みと育児休業期間が記載されたもの）※1 ②母子手帳の写し（出産予定の方で育児休業取得後復帰時に入園する場合のみ）※1	☐	☐
	育児休業中の方（3～5歳児のみ）	就労証明書（復帰後の見込みと育児休業期間が記載されたもの）	☐	☐
	自営業※2・経営者の方	個人事業主：①就労証明書 ②前年度の確定申告書の写しまたは、開業届等の写し 法人経営者：①就労証明書 ②源泉徴収票の写し	☐	☐
	親族経営の事業所※3で勤務する方	①就労証明書 ②源泉徴収票の写し※2	☐	☐
妊娠・出産		出産予定のお子さまの母子手帳の写し ①保護者の氏名が分かるページ ②出産予定日が分かるページ		
保護者の疾病		疾病証明書(病名・治療期間・保育が困難である旨の記載があるもの) ※診断書ではありません。		
保護者の障がい		障害者手帳の写し(氏名・障害名・障害等級の分かるページ)	☐	☐
病人の介護・看護等		介護・看護を受ける方の疾病証明書	☐	☐
就学・職業訓練		①在学証明書または学生証の写し ②授業カリキュラム等	☐	☐
災害復旧		り災証明書	☐	☐

※1 入園できない場合、育児休業の延長を許容できる方も通常の申込と同様の書類をご準備ください。

※2 法人組織に所属しながら、個人事業主として活動し報酬を得ている方で就労証明書（外勤用）を提出可能な方は外勤扱いとなります。例：美容用品や乳製品、保険販売の外交員等

※3 3親等内の親族が営む事業所で勤務する方を協力者とみなします。源泉徴収票の提出ができない場合は幼児教育保育課へご相談ください。

2 その他世帯の状況等により提出が必要な書類 ※該当するものがないか必ず確認し、ある場合はチェックをしてください

世帯の状況	提出書類 (①と②はいずれも添付してください。)	父	母	世帯の状況	提出書類 (①と②はいずれも添付してください。)	父	母
児童又は児童と同一生計の方が障害者手帳等を所持している場合	①ひとり親等減免申請書 ②障害者手帳等の写し	☐		令和6年1月2日以降に大府市に転入された方	令和6年度の ・住民税（非）課税証明書 ・市民税・県民税所得（課税）証明書のうち、いずれか1点	☐	☐
大府市外から転入予定での申し込み	入所申込確約書	☐		ひとり親世帯	ひとり親等減免申請書	☐	
第3子以降の申込み（0～2歳児のみ）	第3子以降保育料免除申込書	☐		求職中・就学予定で申込をされる方	入所申込確約書	☐	

3 提出書類等（全員必須）

●**ぴったりサービスから入力するもの（※書類の添付は不要です。）**

☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書

☐ 入所申込用記入シート

☐ 入所申込児童質問票

●**ぴったりサービスに添付するもの（※必ず添付してください。）**

☐ 保育を必要とすることを証明する書類等（項目2参照）

☐ 提出書類等 チェックリスト（※本書類）

☐ その他世帯の状況等により提出が必要な書類（項目3参照）

☐ 保育所等利用調整指数表(大府市ウェブサイトからダウンロードしてください。)

☐ 育児休業の延長を許容できる方の入園申込みにおける減算適用の同意（保育所等利用調整指数表内の同意欄）※対象者のみ

下記注意事項を確認しチェックしてください。

- ☐ 申請書等の記入漏れや必要書類等の不足によっては選考結果が不利になる場合があります。提出書類等必要な資料等を再確認したうえで提出します。
- ☐ 申請書等の必要な書類は、締切日までに幼児教育保育課へ到着しているものが有効となります。（原則郵送不可）
- ☐ 指数等の申請内容が事実と異なる場合は、入所選考時に大府市幼児教育保育課にて修正する場合があります。
- ☐ ぴったりサービスにおいて、ご本人でくじを引くことを希望された方は令和7年1月6日から1月14日の期間に大府市幼児教育保育課へお越しください。（市役所開庁日内）
※期日までにお越しいただけない場合は幼児教育保育課が代理でくじを引きますのでご了承ください。